

福 医療福祉制度の申請はお済みですか？

妊産婦、乳幼児、母子家庭、父子家庭および重度心身障害者などの方が、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。該当する方は必ず申請をしてください。

また、受給後に保険証が変更になったときも必ず届け出をしてください。

申問 国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2316)

□申請の手続き

表1を参照して必要な書類などを持参のうえ、国保年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。

【表1】

区分	対象者	所得制限	申請のときに必要なもの
妊産婦	妊産婦	あり(表2参照)	母子手帳、被保険者証、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の口座番号のわかるもの ※本人の口座のみ
乳幼児	乳児(1歳未満の児) 幼児(1歳以上小学校入学前の児)	平成20年7月1日から所得制限を撤廃しました。(市単独事業)	被保険者証、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の口座番号のわかるもの
母子家庭	●母と子 ①18歳未満の児童を監督、保護する母子家庭の母とその子 ②20歳未満の障害児または高校在学者とその母 ●両親のいない子 ●両親のいない子を養育する配偶者のいない女子	あり(表2参照)	被保険者証、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の口座番号のわかるもの ※②の方は、障害の程度を証明する書類または在学を証明する書類
父子家庭	●父と子 ①18歳未満の児童を監督、保護する父子家庭の父とその子 ②20歳未満の障害児または高校在学者とその父 ●両親のいない子を養育する配偶者のいない男子		
重度心身障害者など	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 身体障害者手帳3級(障害名が、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害)の交付を受けている方 療育手帳(判定A以上)の交付を受けている方 療育手帳(判定B)の交付を受けている方で、身体障害者手帳3級の交付を受けている方 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童 障害年金1級の受給権者 	あり(表3参照)	被保険者証、障害の程度を証明する書類 ※障害年金1級を受給している方は、その年金証書

□所得制限

【表2】 ※母子・父子家庭で特定扶養親族(16~22歳)がいるときは、「老人扶養親族などの数」の金額に1人につき15万円を加算します。

扶養親族数	妊産婦				母子家庭の母子・父子家庭の父子			
	所得制限額	うち老人扶養親族などの数			所得制限額	うち老人扶養親族などの数		
		1人	2人	3人		1人	2人	3人
なし	401.0万円	—	—	—	309.6万円	—	—	—
1人	431.0万円	437.0万円	—	—	347.6万円	357.6万円	—	—
2人	461.0万円	467.0万円	473.0万円	—	385.6万円	395.6万円	405.6万円	—
3人	491.0万円	497.0万円	503.0万円	509.0万円	423.6万円	433.6万円	443.6万円	453.6万円

【表3】 ※平成20年7月1日改正

扶養親族数	重度心身障害者など	
	本人	配偶者・扶養義務者
なし	512.9万円	628.7万円
1人	550.9万円	653.6万円
2人	588.9万円	674.9万円
3人	626.9万円	696.2万円

